

○群馬県交通警察モニター設置運営要綱の制定について（例規通達）

昭和49年3月15日群本例規第7号（交企）警察本部長

改正

昭和55年9月群本例規第28号（務）  
昭和62年11月群本例規第23号（交企）  
平成4年6月群本例規第18号（務）  
平成22年3月群本例規第6号（務）  
平成23年2月群本例規第5号（総企）  
令和3年3月12日群本例規第8号（務）

交通モニターの交通安全活動を強化し、交通秩序の確立と交通事故の防止を図るため、別添のとおり「群馬県交通警察モニター設置運営要綱」を定め、昭和49年4月1日から施行することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、交通モニター制度の実施について（昭和37年群交一第285号）は廃止する。

別添

群馬県交通警察モニター設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、群馬県交通警察モニター（以下「交通モニター」という。）の設置運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務及び通報

1 交通モニターの任務は、次のとおりとする。

- (1) 交通上危険があると認めた道路及び道路の施設に関する勧告
- (2) 著しい交通渋滞の実態及び原因並びに緩和措置等に関する通報
- (3) 交通事故の被害者となるおそれの高い高年令者（以下「老人」という。）に関する通報
- (4) 道路不正使用等のため、著しく交通上危険があり、又は交通の障害となつている事実に関する通報
- (5) 交通安全上、交通規制その他警察官の措置等が必要と認められる事項に関する勧告
- (6) 現認した交通違反に関する通報
- (7) ひき逃げ、あて逃げ事件情報に関する通報
- (8) 交通安全上特に推奨すべき善行があつた者に関する通報
- (9) 交通安全上必要と認められる事項に関する通報又は勧告（以下「通報等」という。）
- (10) その他、交通安全上必要と認められる事項に関すること。

2 交通モニターが前項の通報等を行う場合は、勧告については、交通勧告票（別記様式第1）、老人に関する通報については、指導対象者発見通報票（別記様式第2）、その他の通報については、通報票（別記様式第3）によつて行うものとする。ただし、道路の損壊等により交通の危険が切迫しているとき、又はひき逃げ事件等で緊急を要する場合は、口頭又は電話により速やかに通報するものとする。

3 警察署長（以下「署長」という。）は交通モニターから通報等を受けたときは、当該通報票又は勧告票の処理てん末欄に処理状況を記載するものとする。

4 署長は、交通モニターから受けた通報等については、次により処理するものとする。

- (1) 勧告については、その内容を審査のうえ、速やかに現地調査を行つて必要な措置を講ずること。
- (2) 老人に関する通報については、以後の交通安全指導の必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、当該老人の住所地を所管区とする派出所、駐在所、所在地の地域警察官（以下「受持勤務員」という。）を指導に当たらせるものとする。
- (3) 交通違反、道路不正使用、ひき逃げ、あて逃げ事件に関する通報については速やかに必要な調査若しくは捜査を行つて事案処理に当たるものとする。

なお、交通違反、道路不正使用については、必要により違反者に警告状（別記様式第4）を発し、悪質なものについては、検挙の措置をとるものとする。

(4) 交通渋滞に関する通報については、現地の道路、交通の状況を調査のうえ、信号機の時間配分の変更、う回路の設定、右折禁止、駐・停車禁止その他渋滞緩和に必要な措置を講ずるものとする。

(5) 善行に関する通報については、内容を検討のうえ、特に交通上功労があると認められる場合は、速やかに表彰上申の手続をとるものとする。

5 署長は、交通モニターから通報等を受けた場合において、その内容が、他の警察署又は機関・団体（以下「他署等」という。）に関する事項と認められるものについては、これらを当該他署等に移ちようするものとする。

### 第3 委嘱及び定数等

1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察署の管轄区域内の住民の中から署長の推薦する次に掲げる要件を備え、公正な勧告・通報及び指導することができる者と認められる者を交通モニターとして委嘱するものとする。この場合における委嘱は、委嘱状（別記様式第5）及び交通モニター手帳（別記様式第6）を交付して行うものとする。

(1) 住所又は勤務等の関係から道路及び交通の状況を常に観察できる状態にある者、その他特に交通安全に関する知識経験があり、かつ熱意を持っている者

(2) 身体的にも年令的にも実行力を有し、かつ時間的余裕を持っている者

(3) 人格及び行動について社会的信望のある者

2 交通モニターの定数基準は、別表のとおりとする。

3 署長は、交通モニターとして適任と認められる者を選定し、交通モニター推薦書（別記様式第7）により本部長に推薦しなければならない。

### 第4 任期及び解嘱等

1 交通モニターの任期は、2年とする。ただし、再委嘱することができるものとする。

2 交通モニターが、自らの重大な過失により、交通事故を起こし、若しくは、重大な交通違反をし、又は任務に関して非違があつたとき、その他交通モニターを委嘱しておくことが適当でないことと認めるときは、前項の任期にかかわらずこれを解嘱することができるものとする。

3 署長は、辞任、解嘱その他の理由により、交通モニターに欠員が生じたときは、第3の1に定めるところに準じ、欠員補充の手続をするものとする。この場合において補充された交通モニターの任期は前任者の任期満了時までとする。

### 第5 名簿の備付け

署長は、交通モニター名簿（別記様式第8）を備え、異動その他必要事項を明らかにしておくものとする。

### 第6 連絡協議会等

1 交通モニターの任務の遂行に必要な知識、技能の向上を図り、交通事故防止対策の効果的推進方法等について調査研究するため、警察本部に交通モニター連絡協議会（以下「協議会」という。）を、警察署単位に交通モニター協議会（以下「地区協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会及び地区協議会は、交通モニターをもつて構成するものとする。

3 協議会及び地区協議会の会長その他の役員は、任期ごとにこれを選出するものとする。

4 協議会は、毎年1回、地区協議会は毎月又は隔月1回開催するものとする。

なお、会長が必要と認めるときは随時開催するものとする。

### 第7 運用上の留意事項

この要綱の運用に当たっては、地域社会における交通事故防止活動の促進及び関係機関・団体の実施する交通安全対策との協調に努めるとともに、次の事項に留意しなければならない。

1 交通モニターの活動が、積極かつ効果的に推進されるよう交通関係参考資料の配布、研修会の開催等任務の遂行に必要な知識・技能の向上を図るように努めること。

2 特権意識を持つて、権力的行動に走り、又は密告的行動に陥ることのないように指導すること。

3 任務遂行上、知り得た他人の秘密を絶対に漏らすことのないよう留意させること。

### 第8 報告

署長は、所属交通モニターの前月の活動状況を毎月10日までに、交通モニター活動状況報告書（別記様式第9）により、交通企画課を経て本部長に報告すること。

### 第9 活動要領の制定

交通モニターの活動要領については、別に定める。

別表

交通モニター一定数基準表

署別	モニター数（人）
前橋	49
前橋東	32
高崎	81
藤岡	21
富岡	28
安中	22
伊勢崎	47
太田	43
大泉	15
館林	26
桐生	55
渋川	30
沼田	29
吾妻	13
長野原	9
計	500

別記様式省略